

9.コミュニティバス等の公共交通施策における負担等の考え方

市内において、市がコミュニティバス等の公共交通施策を行う場合の負担等についての考え方を以下に示す。

9-1.費用負担

- ・市は、初期費用（車両購入費、その他バス停設備などの費用）を原則として負担する。
- ・運行経費（毎年生じる人件費、燃料費、その他運行に必要な経費）については、運行収入により賄うが、不足する場合は、運行経費の1/2程度まで負担する。
- ・市は運行に際して、市民の移動のしやすさの向上を図りながら、収益性も勘案して改善を図る。また、バス事業者の創意工夫による収益率の向上を促すため、負担額については、運行実績等に基づく事前算定方式^{*}による定額負担の考え方も検討する。

※事前算定方式：事業開始前に、効率化された標準的な経費を確認して、補助額をあらかじめ算定する方式。費用・収入の事後的増減は補助バス事業者に帰属するため、費用削減、収入増加に対するインセンティブが働く。
また、収支状況の改善は翌年度以降の補助額算定に反映されるため、補助額の縮減も図られる。

9-2.運行見直し等の考え方

- ・運行状況等により、必要に応じて運行方法等の見直しを行う。
- ・費用負担が運行経費の1/2を超えた場合、運行方法等の見直しを検討し、運行継続の判断を行う。
- ・運賃の見直しを検討する際、民間路線バスの運賃体系に基づく運賃との整合についても考慮する。

9-3.コミュニティバス運行サービス水準

【運行ルート】

- ・可能な限り既存のバス路線との重複を避けることとする。
- ・運行に必要な協力や地域住民の積極的な利用など、地元の協力が得られることを条件とする。

【運賃】

- ・市内の公共交通利用の公平性の観点から、民間路線バスの初乗り運賃以上とする。

【運行間隔】

- ・市街化区域については、運行間隔40分以内を目標とする。ただし、利用状況等によりこの限りではない。
- ・市街化調整区域については、地域ニーズや実情等に応じて、便数を検討する。

【運行時間帯】

- ・平日は、通勤・通学の利便性向上を図るため、運行時間は7時台から19時台までとする。ただし、利用状況等により、この限りではない。
- ・土休日は、利用特性等を踏まえた運行時間とする。

【運行計画】

- ・運行に際しては、収支予測を含めた運行計画を立てることとする。